

平成 25 年 5 月 8 日

株式会社スカパーJSAT ホールディングス

株式の分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ

株式会社スカパーJSAT ホールディングス（本社：東京都港区、代表取締役社長：高田 真治）は平成 25 年 5 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割、単元株制度の採用及び定款一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日(月)最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 5 月 8 日(水)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

①株式の分割前の発行済株式総数	3,446,037 株
②株式の分割により増加する株式数	341,157,663 株
③株式の分割後の発行済株式総数	344,603,700 株
④株式の分割後の発行可能株式総数	1,450,000,000 株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日(金)
②基準日	平成 25 年 9 月 30 日(月)
③効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日(火)

(参考)平成 25 年 9 月 26 日(木)をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款一部変更の件

効力発生日を平成 25 年 10 月 1 日として、下記のとおり変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を「当社の発行可能株式総数は、14,500,000 株とする。」から「当社の発行可能株式総数は、1,450,000,000 株とする。」旨の変更をいたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、「当社の単元株式数は、100 株とする。」旨の規定を新設いたします。

なお、本年 6 月 21 日(金)開催予定の第 6 回定時株主総会において、上記内容とあわせて単元未満株式の権利内容に関する規定の新設等を行う定款変更議案を付議いたします。
変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,500,000 株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,450,000,000 株</u> とする。
(新 設)	<u>第 7 条（単元株式数）</u> 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新 設)	<u>第 8 条（単元未満株式についての権利）</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け</u> <u>る権利</u>
第 7 条～第 37 条（省 略）	第 9 条～第 39 条（現行どおり）
(新 設)	<u>（附 則）</u>

第1条

1. 第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれらに伴う条数の繰下げの効力発生日は平成25年10月1日とする。
2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

以上